

道路局

市民の皆さんの生活を支える「道路」と「河川」

道路は、私たちの日常生活における移動やさまざまな物資を輸送する交通施設としての役割をもつとともに、地下鉄や上下水道、ガス、電気、電話などを収容する空間、災害時の避難路や延焼防止といった防災のための空間、また、通風や採光、緑などの空間としての役割があります。

また、河川は、雨を安全に海へ流し洪水による被害を防止する役割（治水）をもつとともに、生物などの生命を育み、都市における貴重な水辺環境の空間、郊外部と都市部をつなぐ水と緑のネットワークを形成する空間として、私たちの生活に潤いを与える役割（環境）、農業・消火用水など水源としての役割（利水）があります。

いずれの施設も、都市を支え、私たちの生活に欠かすことのできない重要な基盤施設です。

一方、これらの施設は、整備状況が不十分なことから、交通渋滞や交通事故、大雨による浸水被害などを引き起こし、経済活動の発展や市民生活の阻害要因の一つになっています。また、少子高齢化の急速な進展や地球環境問題の深刻化、低迷する経済情勢など、社会環境が大きく変化する中で、多様な課題・ニーズへの対応が求められています。

道路局では、このような道路や河川が直面する課題・ニーズに応えるため、区土木事務所とともに道路や河川の整備・維持管理に取り組んでいます。

都市の骨格となる道路ネットワーク

■整備の考え方（企画課、事業推進課、横浜環状道路調整課、維持課、建設課）

災害対応力の強化や市民生活の利便性向上、経済活動の活性化を図るとともに、環境負荷の低減にも寄与する、効率的で効果的な道路ネットワーク等を実現するため、次の3つの道路整備を進めます。

1 高速道路の整備

横浜環状道路は、本市の骨格となる高速道路です。保土ヶ谷バイパスに集中する交通の分散や道路の混雑緩和など市民生活の利便性向上をはじめ、本市の経済活動や国際コンテナ戦略港湾である横浜港を支えるとともに、災害対応力の強化を図るため、横浜環状道路等高速道路ネットワークの整備を進めます。

2 幹線道路の整備

活力ある横浜経済の実現とともに、環境負荷の低減、災害対応力の向上など、市民生活の安全・安心の確保に向け、地域的なバランスに配慮しつつ、整備効果が早期に現れる路線や緊急輸送路などを中心に、幹線道路の整備を進めます。

3 地域道路の整備

地域の利便性の向上に資する道路改良をはじめ、通学路等における「あんしんカラーベルト」、駅周辺のバリアフリー化など、地域のニーズを踏まえた道路整備を進めます。

■高速道路の整備（横浜環状道路調整課）

高速道路は、都市間及び市域内の比較的長距離の交通を担う自動車専用道路であり、市内では別図2「横浜市高速道路網」のとおり放射環状型で計画しています。

令和5年4月1日現在で東名高速道路や横浜横須賀道路、高速湾岸線など、11路線、全長134.1キロメートルが供用されています。

横浜環状道路

横浜市の都心から10～15キロメートルを環状につなぐ、本市道路網の骨格となる自動車専用道路です。

・横浜環状南線

全長 約8.9キロメートル
(市内 約8.4キロメートル)
車線数 往復6車線

横浜横須賀道路の釜利谷ジャンクションから国道1号の(仮称)戸塚インターチェンジを結ぶ路線で、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の一部です。現在、国土交通省と東日本高速道路株式会社が新設の道路整備事業を進めています。

・横浜北線

全長 約8.2キロメートル
車線数 往復4車線

第三京浜道路の横浜港北ジャンクションと首都高横浜羽田空港線の生麦ジャンクションを結ぶ路線で、平成29年3月に開通しました。

開通を受けて、交通利便性の向上や京浜臨海部、

図1 幹線道路ネットワーク

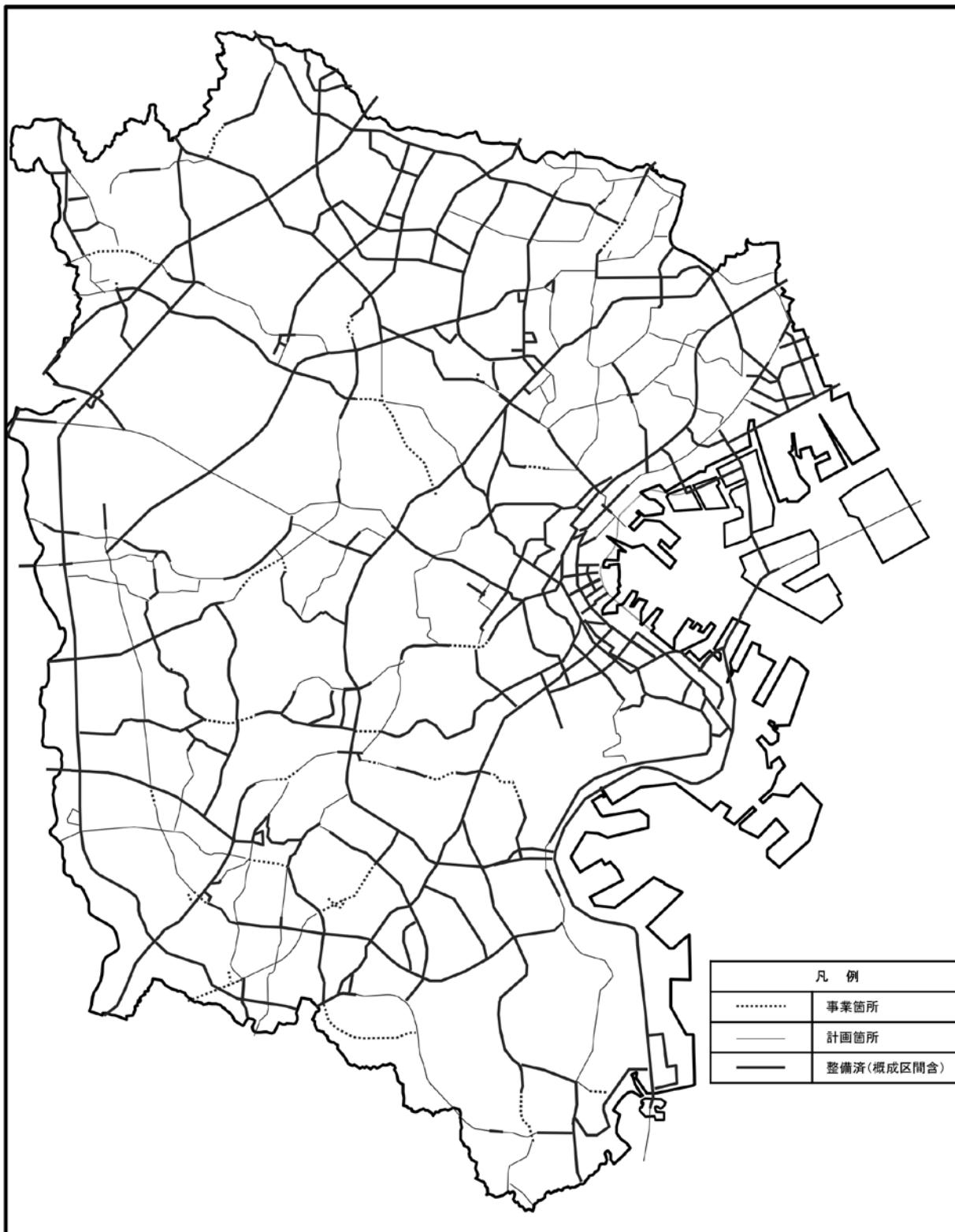
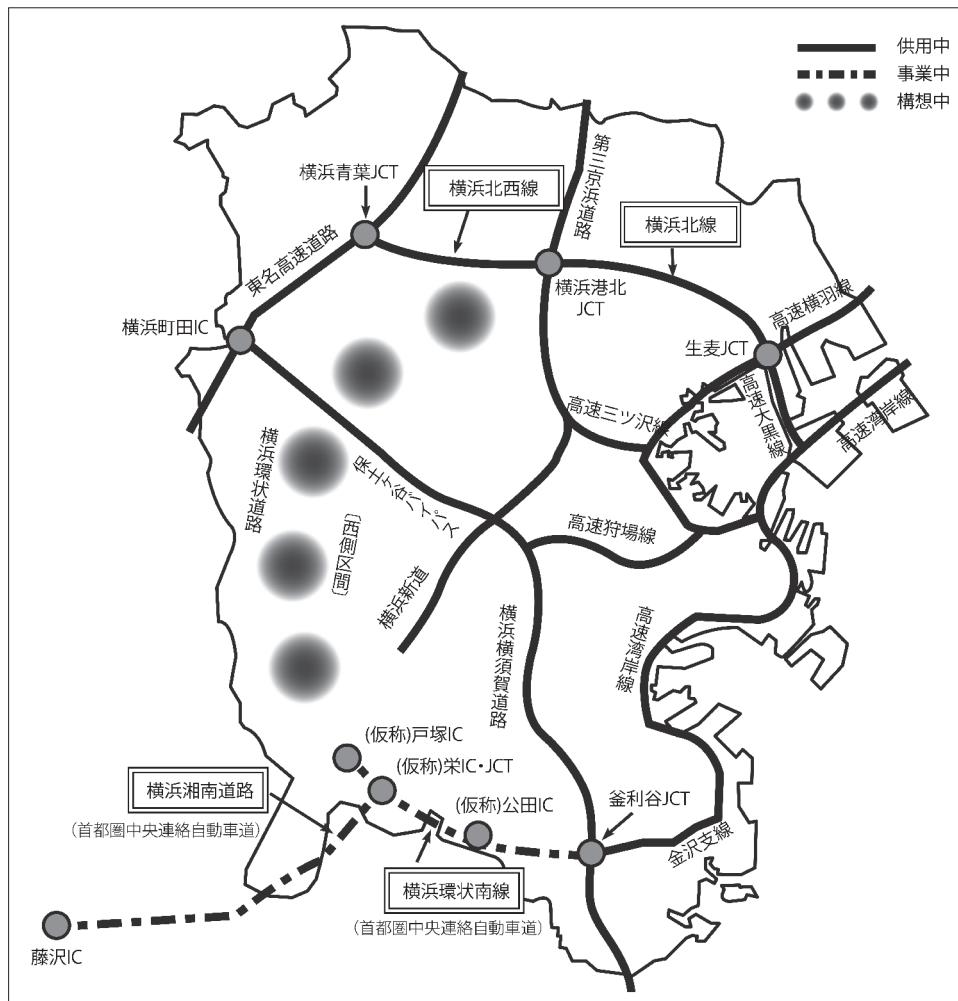


図2 横浜市高速道路網



新横浜都心などの活性化、生活環境の改善等の効果があらわれています。馬場出入口については、令和2年2月27日に法隆寺交差点側の入口と2か所の出口が開通し、内路交差点側の入口は令和2年10月21日に開通しました。

・横浜北西線

全長 約7.1キロメートル
車線数 往復4車線

東名高速道路の横浜青葉ジャンクションと第三京浜道路の横浜港北ジャンクションを結ぶ横浜北西線は、令和2年3月22日に開通しました。平成29年3月に開通した横浜北線と一体となり、横浜市北西部と横浜都心、湾岸エリアとのアクセス性等が向上しました。

・横浜環状道路西側区間

横浜環状道路西側区間については、首都圏の道路ネットワーク計画や本市の道路状況などを見ながら検討していきます。

・横浜湘南道路

全長 約7.5キロメートル
(市内 約1.9キロメートル)
車線数 往復4車線

横浜環状南線の(仮称)栄インターチェンジ・ジャンクションから藤沢市の新湘南バイパス藤沢インターチェンジを結ぶ路線で、圏央道の一部です。現在、国土交通省と東日本高速道路株式会社が新設の道路整備事業を進めています。

■高速道路の関連街路の整備 (横浜環状道路調整課、建設課)

上郷公田線

全長(計画) 約3.2キロメートル
(事業中) 約3.2キロメートル
幅 17~32メートル

栄区上郷町から公田町に至る路線です。横浜環状南線と(仮称)公田インターチェンジで接続します。現在、交差点改良を含めた新設の道路整備事業を進めています。

横浜藤沢線(田谷小雀地区)

全長(計画) 約1.4キロメートル
(事業中) 約1.4キロメートル
幅 32~38メートル

栄区田谷町において、横浜環状南線及び横浜湘南道路と(仮称)栄インターチェンジ・ジャンクションで接続します。現在、交差点改良を含めた新設の道路整備事業を進めています。

田谷線

全長(計画) 約0.7キロメートル
(事業中) 約0.7キロメートル
幅 16メートル

栄区田谷町に位置し、主に戸塚方面と横浜環状南線及び横浜湘南道路を(仮称)栄インターチェンジ・ジャンクションで接続します。なお、田谷線は、都市計画道路田谷線と都市計画道路戸塚大船線の一部から構成されます。現在、交差点改良を含めた新設の道路整備事業を進めて

います。

環状3号線

全長（計画）約28.3キロメートル
 (完成済) 約17.0キロメートル
 (事業中) 約2.0キロメートル（戸塚地区、南戸塚地区、
 汲沢地区）
 幅 22メートル

磯子区杉田五丁目（国道16号）を起点とし、都筑区佐江戸町に至る路線です。本市中心部に集中する交通の分散と郊外部の連携強化を図る環状道路です。令和4年3月24日に戸塚区日之出橋交差点から国道1号下り線までの区間が開通しました。現在は、戸塚区戸塚町から戸塚区汲沢町の区間で、設計及び用地取得等を進めています。

環状4号線

全長（計画）約36.6キロメートル
 (完成済) 約30.3キロメートル
 (事業中) 約0.5キロメートル（笠間交差点から鎌倉女子大前交差点の市域部分）
 幅 11～24メートル

環状4号線は、横浜市の外郭部を連絡する環状道路です。笠間交差点から鎌倉女子大前交差点まで、横浜環状南線の用地を活用し、渋滞緩和・安全性向上のための改良事業を進めています。

■幹線道路の整備（建設課、維持課）

交通混雑の緩和と道路ネットワークの充実のため、幹線道路の整備をすすめます。

横浜藤沢線

全長（計画）約7.3キロメートル
 (完成済) 約1.2キロメートル
 (事業中) 約1.9キロメートル
 (上永谷地区、上永谷舞岡地区)
 幅 32～48メートル

横浜藤沢線は、港南区丸山台の環状2号線から栄区及び戸塚区を通過して、鎌倉市及び藤沢市に連絡する延長約7.3キロメートルの幹線道路です。

現在は、港南区を中心に2地区で、新設の道路整備事業を進めています。

県道川崎町田

全長（計画）約20.0キロメートル
 (拡幅整備済) 約9.3キロメートル
 (事業中) 約3.2キロメートル（田奈地区、恩田地区、
 大熊地区、大熊・新羽地区）
 幅 22メートル

県道川崎町田は、町田市と川崎市に連絡する本市北部の主要な幹線道路です。渋滞緩和と歩行環境改善のための拡幅整備を進め、現在は4地区の道路整備事業を進めています。

権太坂和泉線

全長（計画）約9.6キロメートル
 (完成済) 約6.5キロメートル
 (事業中) 約2.2キロメートル（名瀬・岡津地区）
 幅 18～25メートル

権太坂和泉線は、保土ヶ谷区狩場町の国道1号と泉区

和泉町の環状4号線を結ぶ幹線道路です。現在、戸塚区名瀬町から泉区新橋町の区間で道路整備事業を行っており、設計及び用地取得等を進めています。

桂町戸塚遠藤線

全長（計画）約10.2キロメートル
 (完成済) 約4.0キロメートル
 (事業中) 約0.9キロメートル（上倉田戸塚地区）
 幅 22～33メートル

桂町戸塚遠藤線は、栄区桂町の環状4号線との交差部を起点とし、環状3号線、横浜藤沢線、国道1号及び環状4号線に接続し、泉区下飯田町（藤沢市境）を終点とする幹線道路です。現在、戸塚区上倉田町（下永谷大船線交差部）から戸塚区戸塚町（国道1号交差部）の区間で道路整備事業を行っており、柏尾川から国道1号までの区間で現道の拡幅工事を行うとともに、それ以外の区間で用地取得等を進めています。

国道1号

全長（計画）約29.0キロメートル
 (事業中) 約0.8キロメートル（保土ヶ谷橋工区）
 約1.1キロメートル（不動坂工区）
 幅 25メートル（保土ヶ谷橋工区）
 15～24メートル（不動坂工区）

日本の主要幹線である一般国道1号は、西区浜松町から戸塚区汲沢町までの約14キロメートルが横浜市管理区間となっています。

保土ヶ谷区の保土ヶ谷橋交差点付近から一般国道1号（保土ヶ谷バイパス）狩場インターチェンジまでの区間は、狩場工区に引き続き、保土ヶ谷橋工区の交差点改良を含めた現道の拡幅整備事業を進めています。

また、不動坂交差点は、東海道と呼ばれる「一般国道1号」と横浜新道方面へ渡る「戸塚支線（一般国道1号）」、そして「県道瀬谷柏尾」が接続する交差点です。

不動坂工区では、戸塚区柏尾町から戸塚区上矢部町までの約1.1キロメートル区間で交差点改良を含めた現道の拡幅整備事業を進めています。

東京丸子横浜線

全長（計画）約8.8キロメートル
 (拡幅整備済) 約1.8キロメートル
 (事業中) 約1.0キロメートル（綱島地区）
 幅 20メートル

東京丸子横浜線は川崎市境の港北区日吉町を起点とし、神奈川区六角橋交差点を終点とする延長約8.8キロメートルの幹線道路です。

現在は、港北区綱島地区（港北区箕輪町二丁目から綱島東一丁目）で設計及び用地取得を進めています。

鴨居上飯田線

全長（計画）約13.1キロメートル
 (拡幅整備済) 約7.1キロメートル
 (事業中) 約1.6キロメートル
 幅 18～28.5メートル

鴨居上飯田線は、都筑区池辺町を起点とし、泉区上飯田町（大和市境）を終点とする延長約13.1キロメートルの幹線道路です。

現在は、二俣川駅周辺（旭区本宿町からさちが丘）から保土ヶ谷二俣川線の一部を含む保土ヶ谷バイパス南本

宿インターチェンジまでの区間が事業中です。

このうち、さちが丘から二俣川駅付近までの約1キロメートルの区間について、令和5年3月28日に開通しました。

横浜逗子線

全長（計画）約11キロメートル
(完成済) 約8.4キロメートル
(事業中) 約1.4キロメートル（金利谷六浦地区）

横浜逗子線は、港南区の横浜鎌倉線を起点とし、環状3号線、環状4号線と交差して、逗子市境に至る延長約11キロメートルの幹線道路です。

現在は、金利谷六浦地区（金利谷南一丁目から六浦四丁目）で整備を進めています。

泥亀金利谷線

全長（計画）約4.2キロメートル
(拡幅整備済) 約3.4キロメートル
(事業中) 約0.5キロメートル（寺前地区）
幅 15メートル

泥亀金利谷線は金沢区瀬戸を起点とし、金沢区金利谷町を終点とする延長約4.2キロメートルの幹線道路です。

現在は、寺前地区（金沢区寺前二丁目から寺前一丁目）で測量、設計及び用地取得を進めています。

汐見台平戸線

全長（計画）約7.2キロメートル
(拡幅整備済) 約4.1キロメートル
(事業中) 約2.5キロメートル（大岡地区、別所地区、岡村七丁目地区）
幅 15メートル

汐見台平戸線は、磯子区森四丁目を起点とし、戸塚区平戸町を終点とする延長約7.2キロメートルの都市計画道路です。

現在は、大岡地区（大岡三丁目）、別所地区（別所一丁目から五丁目）及び岡村七丁目地区で設計及び用地取得等を進めています。

■地域道路の整備 (区土木事務所、建設課、維持課)

市道谷戸坂通（中区）

周辺地区的歩行者の安全対策及び車両通行の円滑化として、中区山手町付近で歩道設置及び車道の線形を見直す道路改良事業を進めています。

市道柏尾第358号線（港南区）

下永谷駅へのアクセス道路整備及び周辺地区的歩行者の安全対策として、港南区下永谷四丁目付近で歩道設置等の道路改良事業を進めています。

県道横浜生田【新羽町地区】（港北区）

周辺地区的渋滞緩和対策として、港北区新羽町付近でバスベイ設置等の道路改良事業を進めています。

市道長津田第34号線（緑区）

長津田第二小学校周辺地区的歩行者の安全対策として、長津田四丁目付近で歩道設置等の道路改良事業を進めています。

県道横浜生田【袖の木交差点】（都筑区）

周辺地区的渋滞緩和対策として、都筑区荏田南町付近

で交差点改良事業を進めています。

市道矢部第281号線（戸塚区）

周辺地区的渋滞緩和対策として、戸塚区矢部町付近で歩道の拡幅整備やバスセンターの整備等の道路改良事業を進めています。

市道和泉町第449号線（泉区）

ボトルネック解消対策として、泉区和泉町付近の環状4号線赤坂橋交差点で交差する道路の交差点改良事業を進めています。

県道瀬谷柏尾【本郷その2地区】（瀬谷区）

瀬谷駅へのアクセス道路整備及び周辺地区的渋滞緩和対策として、瀬谷区本郷一丁目付近で車道拡幅等の道路改良事業を進めています。

快適な暮らしのための道づくり

■都市計画道路網の見直し（企画課）

横浜市では、都市構造や社会状況などの変化に対応するため、平成16年度より将来の幹線道路ネットワークとなる都市計画道路網の見直しを進めています。

平成20年5月には、全ての見直し対象路線・区間を評価・検証し、「存続」「変更」「追加」「廃止」のそれぞれの候補路線・区間を示した「見直しの素案」を取りまとめ公表しました。

令和4年度末までに、14路線の都市計画手続を完了しました。

引き続き、準備が整った路線から順次、都市計画の手続を進めていきます。

■既存道路の整備（区土木事務所、維持課）

維持修繕

安全な道路を維持するため、徒步による路面の目視点検やパトロール、市民の皆さんからの陳情・要望を整理し、整備の必要性が高い道路から修繕を実施しています。

■無電柱化の推進（管理課、企画課、施設課、建設課、横浜環状道路調整課）

平成30年12月に策定した「横浜市無電柱化推進計画」に基づき、無電柱化を進めています。具体的には、地震や台風など災害時における都市防災機能の向上や、電力・通信サービスの安定性・信頼性の向上、安全で快適な歩行空間の確保を目的として、災害発生時に物資や機材、要員等の輸送のため、緊急車両が通行する緊急輸送路の環状2号線や山下本牧磯子線などで、電線共同溝の整備を行っています。

■道路と鉄道の立体交差化（建設課）

交通の円滑化や、地域の一体化を図るため、平成14年度から進めてきた相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業（保土ヶ谷区）について、平成30年

11月の全線高架化を経て、高架化とともに進めてきた周辺道路が全線開通し、令和4年3月31日に全ての事業が完了しました。

相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）は、平成30年度から事業化に向けた都市計画や環境影響評価等の手続を進め、令和4年1月に都市計画決定、6月に事業認可を取得し、11月から工事に着手しています。

■橋梁（きょうりょう）・トンネル等の維持管理（橋梁課）

橋梁の地震対策

これまで、緊急輸送路などにある「重要橋梁」から落橋や倒壊など甚大な被害を防止する地震対策を優先的に進め、概ね完了の見通しがつきました。

引き続き、重要橋梁以外の「一般橋梁」の地震対策を進めています。

橋梁・トンネル等の老朽化対策

橋梁や道路トンネル・大型カルバート・カルバート・シェッドの定期点検を行い、その結果を踏まえ毎年更新する橋梁長寿命化修繕計画に基づき、優先度の高い橋梁の補修や架け替えなどを実施しています。

■地下駐車場の運営（施設課）

都心部の路上駐車を減らし安全な道路交通を確保するため、道路等の地下空間を有効利用した駐車場を運営しています。

1 横浜市福富町西公園地下駐車場	184台
2 横浜市ポートサイド地下駐車場	200台
3 横浜市馬車道地下駐車場	200台（25台）
4 横浜市山下町地下駐車場	193台（26台）
5 横浜市日本大通り地下駐車場	200台
6 横浜市伊勢佐木長者町地下駐車場	200台

（ ）は自動二輪（125cc超）で外数

■バリアフリー基本構想の策定（企画課）

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年12月施行、通称「バリアフリー法」）に基づき、駅及び駅周辺地区を対象に重点的・一体的にバリアフリー化を進めるため、関係事業者と連携して、バリアフリー化を進めるための基本計画である「バリアフリー基本構想」の策定を進めています。

■交通安全施設の整備（区土木事務所、施設課）

通学路の整備

学校、PTA、教育委員会、警察署及び道路管理者等の関係機関で組織するスクールゾーン対策協議会による市内通学路の点検などにより、歩道設置やあんしんカラーベルト等通学路の整備に取り組んでいます。

また、ビッグデータや事故データ等を活用した生活道路の交通安全対策を進めており、車両速度抑制を目的としたハンプや狭さくの設置などを行っています。

道路照明灯のLED化

夜間の交通安全のため、交差点や横断歩道、交通量の多い道路などに約61,000灯（ガス灯除く）の道路照明灯を設置しています。令和4年度末で約50,000灯について、脱炭素化、省エネ化のため、LED化が完了しています。

歩道等の整備

交通事故が多発している道路や、緊急に改善を必要とする道路等に対して、歩道、防護柵（ガードレール等）、道路照明灯、道路標識、反射鏡（カーブミラー）、区画線等の交通安全施設を整備しています。

バリアフリー歩行空間の整備

重点整備地区で、歩道の段差や傾斜、有効幅の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置等を行い、高齢者や障害者などすべての人が安心して安全に移動できる道路づくりを進めています。

昇降機の整備

歩道橋などに設置されている昇降機について、安心してご利用いただけるよう確実な維持管理と計画的な更新を進めています。

■交通安全対策（交通安全・自転車政策課）

交通安全運動

各季の交通安全運動や強化月間において、交通安全に関する街頭キャンペーンを実施しているほか、SNS、ポスター、チラシ等による交通ルールの遵守、マナー向上に関する情報発信を行っています。また、各区に自転車マナーアップ監視員を配置し、駅前における自転車の押し歩きや放置自転車の防止に向けた啓発を行っています。

交通安全教育活動

警察等の関係機関との連携による世代別の交通安全教室として、幼児を対象とした幼児交通安全教育訪問指導や幼児保護者向けの交通安全教室、小学生対象の「はまっこ交通あんぜん教室」、「中学生・高校生向け自転車交通安全教室」、高齢者向け「シルバーリーダー養成研修会」、地域で見守り活動を行う方向けの「はたふり誘導講習会」などを実施しています。令和5年3月から子どもを交通事故から守るための「こども・交通事故データマップ」を公開しています。また、各種交通安全教育動画の作成や啓発物品の配布を行っています。

自転車損害賠償責任保険等への加入促進

自転車損害賠償責任保険等への加入促進に向けた周知・啓発活動を行っています。周知・啓発にあたっては、令和4年度に実施した保険加入状況に関する意識調査の結果を踏まえ、広報誌やチラシのほか、動画やSNS、ラジオ等さまざまな媒体を活用した啓発に取り組んでいます。

■自転車交通施策の推進（区土木事務所、交通安全・自転車政策課、施設課）

自転車活用推進計画の策定と推進

平成31年3月に策定した「横浜市自転車活用推進計画」に基づき、関係機関・団体と連携を図り、自転車活

用施策を推進しています。

自転車駐車場の管理運営・維持管理

自転車等の放置防止と適正利用を図るため、240箇所の市営有料自転車駐車場の運営及び維持管理を行っています。

放置自転車等の対策

「横浜市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、地域からの要望による自転車等放置禁止区域の指定、放置自転車等の移動・保管・返還、民営自転車駐車場の整備費補助、放置防止の啓発活動などの施策を実施しています。

自転車駐車場の附置義務制度の運用

「横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例」に基づき、集客施設及び共同住宅等において駐輪場の設置を義務付ける制度の適切な運用を推進しています。

自転車通行空間の整備

「横浜市自転車通行環境整備指針」に基づき、主に鉄道駅周辺など自転車利用が多く、自転車利用環境の向上が望まれる地域を「重点エリア」に指定し、整備を進めています。

■道路の清掃（区土木事務所、施設課）

道路の安全な通行機能を確保し、良好な沿道環境を維持するため、主要な幹線道路については、路面清掃車による車道清掃を、乗降客の多い駅前広場、歩道橋、地下道等については、掃き清掃や水洗い等の施設清掃を行っています。

＜令和4年度実績＞

延べ車道清掃延長：30,826 キロメートル

駅前広場：33 駅

歩道橋：301 橋

■街路樹の維持管理（区土木事務所、施設課）

都市に潤いと憩いを与える街路樹や植樹帯を良好に育成させるため、せん定や除草などの維持管理を行っています。また、街路樹の根上がりや老朽化により歩行者の安全な通行の妨げが生じている歩道において、樹木の良好な育成を確保しつつ歩道の改善を行う工事を実施しています。

■歩道橋の維持管理（区土木事務所、施設課）

横浜市が管理する326（令和5年3月末現在）橋の歩道橋について、健全度調査を行い、計画的に桁の塗装塗り替えや橋面舗装等の補修を行っています。

また、緊急輸送路等の上を跨ぐ歩道橋については、落橋防止等の地震対策も行っています。

■共同溝の維持管理（区土木事務所、施設課）

災害時における都市防災機能の向上や、電力・通信サービス等、インフラ設備の安全性・信頼性の向上、安全な歩行空間の確保及び都市景観の向上を目的として、み

などみらい21地区及び港北ニュータウン地区に共同溝が整備されています。これらの共同溝の維持・管理のため、監視及び設備等の点検・補修を行っています。

＜共同溝延長＞

みなとみらい共同溝：5.8キロメートル（このほかに港湾局管理分
1.2キロメートルがあります）

港北ニュータウン共同溝：2.0キロメートル

■私道の整備（区土木事務所、維持課）

私道整備

多数の市民の皆さんが公共的な施設等を利用するため通行し、公道と同じように使われている私道を、地権者及び利用者の申請により横浜市で整備しています。

私道整備の助成

多数の市民の皆さんに利用され公共性を有する私道の舗装工事等を行う場合、その工事費用の9割を助成しています。

安全な道路のための道路管理

■道路監察（区土木事務所、管理課）

道路を保全し円滑な交通を確保するため、土木事務所が常時、道路パトロールを行い、損傷箇所や汚損箇所の早期発見、応急措置、道路工事や占用工事の安全対策の監察・指導、不法占用の指導などを行っています。また、日常のパトロールのほか、台風や大雨などの災害時にも実施しています。

■公道の認定（路政課）

私道の中で市民の皆さんに生活に密着した公共性の高い道路の市道への移管や、新たに建設した都市計画道路及び開発によって建設された道路など、横浜市が管理すべき道路を道路法に基づき認定し、不要となった道路を廃止しています。令和4年度には、36路線、延長4,217メートルを認定し、127路線、延長9,188メートルを廃止しました。

また、市道の認定基準に適合する個人所有の道路を市道に移管するために必要な測量費を助成する制度があり、令和4年度には9件、約2,306万円を助成しました。

■道路占用（区土木事務所、管理課）

道路上や路面下等に工作物、物件、施設（電柱、水道管、看板等）を設けることについて、道路本来の目的である一般交通等に支障のない範囲において、公共性や安全性等を考慮し、道路占用許可をしています。

また、道路上に家屋、埠等の構築物を不法に設けることや、商品等により営業の場として使用している場合等に、道路本来の機能の回復を図るために、早急な除去、撤去の指導に努めています。さらに、はり紙や立看板、のぼり旗については、街の美観を損ねることになるため、関係各局と協力して、防止及び早期撤去に努めています。

■特殊車両の通行許可（管理課）

特殊車両の通行に関しては、道路の構造を保全し交通の危険等を防止するために、法令に基づき徐行等の通行条件をつけて許可しています。

特殊車両通行許可実績（令和4年度）990件

■道路啓開活動（区土木事務所、維持課）

地震などの災害時に、建設業協会、レンタル業協会、警察、消防等の関係機関と連携し、迅速、適切な情報連絡や幹線道路を中心とする緊急輸送路の機能確保・回復を図ります。

■ハマロード・サポーター（区土木事務所、管理課）

道路愛護や維持管理の充実を図るため、地域のボランティア団体と行政が協働して、道路の美化や清掃等を行う制度です。自治会・町内会や学校、商店街及び地元企業等のボランティア団体が市内で活動しています。

活動団体数（令和4年度）572団体

■道水路境界調査（区土木事務所、道路調査課）

境界調査は、道水路に隣接する土地との境界を明確にし、土地売買、地積更正等に必要な証明を行うと共に、各種事業の実施や道水路の維持管理に資するものです。

表2 道水路境界調査等の申請及び処理実績（件数）令和4年度

	境界調査	境界承認	謄本交付	写し証明	閲覧
申請	1,243	1	1,974	1,823	158,208
処理	1,094	1	1,974	1,823	158,208

（注）境界調査の処理件数には、令和3年度以前に申請を受けたもので、令和4年度に処理された件数を含みます。

■道路台帳の整備と閲覧（道路調査課、区土木事務所）

道路台帳は道路に関する基本的な事項を把握するた

表1 横浜市道路現況

区分		道路延長(m)	舗装延長(m)	舗装率(%)	道路面積(m ²)	舗装面積(m ²)	道路率(%)	路線数(件)
国道	高速自動車国道	12,948	12,948	100.0%	462,241	462,241	0.1%	1
	一般国道（指定区間）一般道路	104,051	104,051	100.0%	2,570,957	2,570,957	0.6%	5
	一般国道（指定区間）有料道路	43,323	43,323	100.0%	1,397,028	1,397,028	0.3%	3
	一般国道（指定区間外）	15,477	15,477	100.0%	291,610	291,610	0.1%	2
	計	175,799	175,799	100.0%	4,721,836	4,721,836	1.1%	11
県道	主要地方道県道	122,060	122,060	100.0%	2,086,194	2,086,194	0.5%	11
	一般県道	78,079	78,079	100.0%	951,536	951,536	0.2%	15
	一般県道 有料道路	39,917	39,917	100.0%	1,337,558	1,337,558	0.3%	2
	計	240,056	240,056	100.0%	4,375,288	4,375,288	1.0%	28
市道	主要地方道市道	53,425	53,425	100.0%	1,396,390	1,396,390	0.3%	8
	一般市道	7,377,961	7,249,974	98.3%	47,532,352	47,120,090	10.9%	51,686
	一般市道 有料道路	28,027	28,027	100.0%	720,758	720,758	0.2%	5
	計	7,459,413	7,331,426	98.3%	49,649,500	49,237,238	11.4%	51,699
本市管理計		7,647,002	7,519,015	98.3%	52,258,082	51,845,820	12.0%	51,722
総計		7,875,268	7,747,281	98.4%	58,746,624	58,334,362	13.5%	51,738

（注）数値はすべて、供用開始済みの路線を対象としています。

め、道路法第28条に基づき道路管理者が調製するもので、道路の現況や区域を記入した図面と道路の延長・面積、認定路線名等を記載した調書があります。

道路台帳図面等はよこはま建築情報センター（市庁舎2階）及び各区の土木事務所の窓口に設置した道路台帳閲覧システムで閲覧できます。また、インターネットを通じて「よこはまのみち」でも情報提供を行っています。

■横浜市公共基準点の管理・保全（道路調査課）

横浜市公共基準点は、公共測量の基準となる、位置に関する数値（座標、標高等）を有した標識で、道路台帳の整備や道水路境界調査、地籍調査事業等で使用されています。公共基準点の適正な密度を保持するため、現地調査を行い、基準点の再観測、再設置等を実施しています。

■土木技術基準書の作成（技術監理課）

快適で安全な生活を支える道路の整備等を円滑、効率的に推進するため、土木工事の設計、積算、監督、検査等各種の技術基準書やマニュアルの作成を行っています。

■工事の検査（技術監理課）

道路局及び区土木事務所が発注する道路及び河川の建設・維持・修繕等の請負工事の検査（契約に基づき工事が完成していること及び代価を支払ってよいことを確認する）、及び局内の施工管理基準等を定めています。

令和4年度は、376件の請負工事の検査を実施しました。土木構造物の維持・管理に関する専門性の高い研修を実施し、長寿命化対策にも取り組んでいます。

■積算システム・公共事業IT化推進（技術監理課）

土木工事積算システムの単価データ作成及びCAD・電子納品の推進等の職員支援を行っています。

令和5年4月1日現在

■道路がけ防災対策（施設課）

道路を利用する市民の皆さん的安全と交通機能確保のため、緊急輸送路やバス路線など重要な道路や過去に崩れた経緯のある箇所などで計画的に点検を行い、点検結果に基づく対策を実施していきます。

＜令和4年度の実績＞

道路がけ防災点検：100箇所

都市の安全と環境を支える河川流域

■整備の考え方（河川部）

市内には国、県、市がそれぞれ管理する一・二級河川と市が管理する準用河川が合わせて56河川（総延長約215キロメートル）あります。

そのうち本市では、市管理もしくは県市協議に基づき市が河川改修を実施する一・二級河川及び治水上重要な準用河川（計28河川（総延長約85キロメートル））において、当面の目標として時間降雨量約50mmに対応する河川改修を進めるとともに、下流区間の河川管理者である国や県との協議が整った河川から、河川整備計画に基づく時間降雨量おおむね60mmの降雨に対応できる整備を行います。まずは、協議が整った帷子川について着手します。合わせて、流域の保水・遊水機能を高めて河川への雨水流出を抑制する雨水貯留施設や浸透施設を設置し、総合的な治水対策を進めます。

また、都市における河川は貴重な空間であり、治水としての機能だけではなく、良好な水辺環境を創出するとともに、自然との共生を図り、地域の暮らしや歴史など周辺環境との調和や生物の生息環境に配慮した整備が求められています。このため、「横浜市水と緑の基本計画」に基づく、快適な水環境の保全と創造を目指し、市民の皆さんの憩いと潤いの場や活動の拠点となるよう、水辺拠点や川辺の散歩道の整備を進めるとともに、生物の生息環境に配慮した魚道の整備に取り組みます。

表3 道路施設状況

	令和5年	令和4年	令和3年	令和2年	平成31年	平成30年	平成29年	平成28年	平成27年
歩道延長(km)	2,531.1	2,528.7	2,523.6	2,520.0	2,515.2	2,508.6	2,507.7	2,507.0	2,485.0
共同溝延長(km)	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8
トンネル数(か所)	28	28	28	28	28	39	39	39	39
横断歩道橋数(橋)	326	327	326	326	325	326	327	327	328
自転車駐車場(件)	260	259	261	261	266	263	263	258	261
自転車駐車台数(台)	102,266	102,992	103,756	103,933	103,865	103,486	103,486	102,139	103,982
道路照明数(灯)	61,170	62,631	62,216	62,419	62,239	61,340	61,064	60,439	62,736

(注) 数値は、当該年4月1日現在です。

(注) トンネル数は平成31年度より定義を国に合わせて「トンネル」「大型カルバート」「カルバート」「シェッド」に再分類したため数に変更が生じています。

安心・安全のまちづくりのための河川事業

■流域治水の推進（河川部）

近年の気候変動に伴い水災害が激甚化・頻発化しており、全国では大規模な河川氾濫等が発生し、多くの人的被害・家屋被害が発生しています。そこで、従来の治水対策に加え、流域のあらゆる関係者が一体となって取り組む「流域治水」の推進が求められています。

1 河川改修

（1）市内の国及び県施行の改修状況

・鶴見川水系

戦後最大降雨規模及び時間降雨量約60mmに対する安全の確保を当面の整備目標としており、流域対策を含めた総合治水対策の促進と河川改修を進めています。

国土交通省の直轄区間では、下流部の河道掘削工事や、大地震によって堤防が崩壊しないように、堤防耐震対策が行われています。

・境川水系

神奈川県が金井遊水地の整備や境川の護岸改修を実施しており、時間降雨量約60mmに対応できるよう引き続き護岸等の整備を進めています。

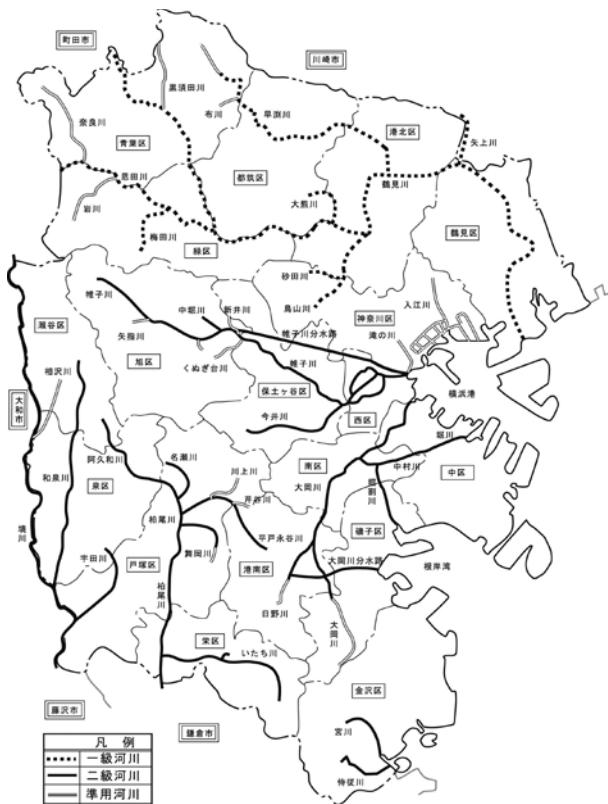
・帷子川水系

県市協調事業により、平成9年に帷子川分水路が完成し、その後、神奈川県が時間降雨量約80mmに対応できるよう整備を進めています。帷子川河口部の狭さく部については、現在河道の拡幅に向けた整備等を進めています。

・大岡川水系

神奈川県が管理する区間のうち、分水路地点から下流部の改修については概ね完成し、上流部については、時間降雨量約50mmに対応できるよう整備を進めています。

図3 横浜市河川図



(2) 横浜市施行の改修状況

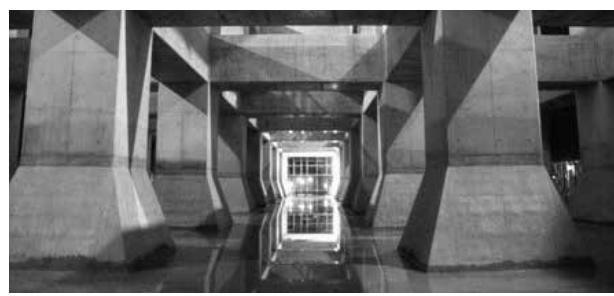
・計画 28 河川の改修

計画 28 河川のうち、都市基盤河川改修事業は 18 河川ありますが、このうち 12 河川は令和 3 年度末までに時間降雨量約 50 mm 対応の改修が完了し、残る 6 河川について改修を進めています。さらに、時間降雨量約 60 mm 対応へ向けて取り組んでいきます。

また、準用河川改修事業は 10 河川あり、このうち 6 河川は平成 25 年度までに改修が完了し、残る 4 河川について順次改修を進めています。

・河川遊水地、地下調節池の整備

河道拡幅が困難な河川において、洪水流量の低減を図るために、河川遊水地等の整備を進めており、平成 26 年までに、宇田川遊水地、舞岡川遊水地など 10 箇所が完成（一部仮供用）しています。



河川遊水地（舞岡川遊水地）

2 流域対策

（1）流域貯留浸透施設の整備

流域の保水・遊水機能を確保し、河川への流出を抑制するため、学校や公園の敷地を利用して雨水貯留施設等を設置するとともに、既設雨水調整池の容量拡大や環境

整備を行っています。

令和 4 年度末までに 110 箇所の貯留施設の設置と、50 箇所の容量拡大、及び 3,546 個の雨水浸透ますを設置しました。



流域貯留浸透事業（青葉区泉田向雨水調整池）

（2）開発雨水調整池等の設置・指導

河川流域の宅地開発等に当たっては、開発区域内に雨水調整池等を設置して、雨水を一時貯留するよう指導し、河川への流出を抑制しています。なお、令和 4 年度末までに宅地開発等で設置された雨水調整池等は約 6,000 箇所となっています。

（3）「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく浸水被害対策の推進

平成 17 年 4 月、一級河川鶴見川水系が特定都市河川及び特定都市河川流域として指定され、平成 19 年 3 月 14 日に流域内の河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体が共同で「鶴見川流域水害対策計画」を策定しました。

これにより、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体が一体となって、浸水被害を防止するための対策を推進します。

二級河川境川水系についても、神奈川県知事及び東京都知事が、平成 26 年 2 月 14 日に指定を公示し、平成 26 年 6 月 1 日から施行しています。

また、関係機関と流域水害対策計画策定及び変更の協議を進めています。

潤いのある川づくり

■河川の環境整備（河川企画課、河川事業課）

1 アユが遡上する街、ヨコハマ

市内の多くの河川で、アユの生息が確認されています。アユはきれいな水域を好む性質から、河川域・海域の水質が改善している指標となる生き物です。

平成 28 年度から 30 年度にかけて、地域や帷子川の水辺愛護会の皆さんと一緒に、生息環境改善に向けた現地調査、川の中に石を組む作業など、ワークショップを行いました。併せて、アユなどの遡上に障害となる河川内の堰 3 か所に魚道を設けました。令和元年度にも、ワー

表4 河川改修事業の状況

事業名	河川数	延長計画	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度予定
都市基盤河川改修事業	18	68.4 km	92.8%	93.0%	93.1%
準用河川改修事業	10	17.1 km	78.0%	78.2%	78.3%
計	28	85.5 km	89.8%	90.0%	90.2%

(小数点第二位以下四捨五入)

クショップに参加いただいた皆さんを中心に、石組みを行うイベントを実施しました。

これらの市民協働の川づくり活動を全市的に展開するため、令和2年度より、川づくりに興味をお持ちの市民の皆さんに、事前に登録いただいた川づくりの専門家を派遣する「川づくりコーディネーター制度」を開始しました。現在は2河川で川づくり活動を実施しています。

2 多自然川づくり

周辺の公園、樹林と一体となり、河床に低水路、瀬や淵を設けるなど生態系に配慮し水辺に親しめるよう、水辺空間の創造を工夫するほか、河川沿いの一定の空き地や旧川敷、遊水地を利用した水辺空間を整備しています。

これまで、ふるさとの川整備事業やまほろばの川づくりモデル事業により、いたち川、和泉川や阿久和川において緩傾斜護岸や親水拠点の整備を実施しています。



いたち川尾月橋下流完成

3 川辺の散歩道【河川管理用通路の植栽、散策路の整備】

河川管理用通路を緑化し、多くの市民の皆さんが散策できる川辺の散歩道を整備しています。

安全な河川水路等のための維持管理

■河川・水路等の管理 (区土木事務所、河川企画課、河川管理課)

1 補修、土砂掘削、除草

水辺環境の保全と親水性の維持、洪水やはんらん等による被害軽減のため、河川・水路等の堆積土砂の掘削や除草などの維持管理業務を実施しています。

2 河川点検

毎年出水期前に目視による河川点検を行っています。また、保全計画を策定し、優先度の高いものから計画的に補修を行っています。

令和5年4月1日現在

3 占用許可

横浜市が管理する河川・水路等について、管理上支障とならない範囲で通路や橋梁、水道管などの占用を許可しています。

■「横浜市水防災情報」のページによる河川水位情報の提供(河川企画課)

河川状況等をリアルタイムかつ視覚的に把握していくため、36河川81箇所の水位情報及び55箇所の河川監視カメラ画像をホームページにて提供しています。
(<https://mizubousai.city.yokohamalg.jp/>)

また、令和3年度から閲覧性や操作性の向上のため、スマートフォン版サイトを公開しています。スマートフォンの位置情報機能を活用し、現在地付近の河川情報にもアクセスしやすくなっています。

なお、親水拠点において安全に水辺に親しんでいただくために、「親水拠点警報装置」を、現在、市内に20箇所合計23基設置しています。拠点内で遊んでいる子どもたちに対して、大雨注意報や大雨・洪水警報の際などには回転灯と音声で、避難を呼びかけています。

■水辺愛護会活動等の推進(河川企画課)

1 水辺愛護会への支援

河川や水路等の水辺施設の環境を良好に保ち、市民の皆さんのが快適にふれあい、親しむことができるよう、地域住民が日常的に清掃活動等を行う水辺愛護会に対して、経費の一部を助成し、活動の支援を行っています。

また、永年良好な水辺環境の維持や、生物多様性をはかる活動に熱心に取り組んでいる水辺愛護会に感謝の気持ちを伝えるため、表彰式を開催しています。

水辺愛護会数：95団体（令和5年4月1日現在）



水辺愛護会の活動

2 梅田川水辺の楽校協議会

梅田川水辺の楽校協議会は、地域ボランティア団体の方々と協働し、自然を大切にしながら、人々が憩える場、

体験・学習の場として活用していくことを通じて、子どもたちの健やかな成長を支え育むことを目的として活動しています。

令和3年度より、梅田川遊水地で、生き物調査と外来種の駆除を目的とした「梅田川遊水地生き物観察会」を実施しています。



水辺の楽校協議会の活動

表5 土木事務所一覧

令和5年4月1日現在

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話
鶴見土木事務所	230-0051	鶴見区鶴見中央3-28-1	045-510-1669
神奈川土木事務所	221-0801	神奈川区神大寺2-28-22	045-491-3363
西土木事務所	220-0055	西区浜松町12-6	045-242-1313
中土木事務所	231-0023	中区山下町246	045-641-7681
南土木事務所	232-0024	南区浦舟町2-33	045-341-1106
港南土木事務所	233-0004	港南区港南中央通10-1	045-843-3711
保土ヶ谷土木事務所	240-0005	保土ヶ谷区神戸町61	045-331-4445
旭土木事務所	241-0032	旭区今宿東町1555	045-953-8801
磯子土木事務所	235-0016	磯子区磯子3-14-45	045-761-0081
金沢土木事務所	236-0014	金沢区寺前1-9-26	045-781-2511
港北土木事務所	222-0037	港北区大倉山7-39-1	045-531-7361
緑土木事務所	226-0025	緑区十日市場町876-13	045-981-2100
青葉土木事務所	225-0024	青葉区市ヶ尾町31-1	045-971-2300
都筑土木事務所	224-0032	都筑区茅ヶ崎中央32-1	045-942-0606
戸塚土木事務所	244-0003	戸塚区戸塚町2974-1	045-881-1621
栄土木事務所	247-0007	栄区小菅ヶ谷1-6-1	045-895-1411
泉土木事務所	245-0024	泉区和泉中央北5-1-2	045-800-2532
瀬谷土木事務所	246-0022	瀬谷区三ツ境153-7	045-364-1105

(注) 平成17年4月に区役所へ移管しています。